

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

飼養衛生管理基準に関するパンフレットの送付等について

このことについて、平成 23 年 12 月 15 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課国内防疫調整官から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

本年の家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の見直しについては、平成 23 年 10 月 19 日付け事務連絡にて通知したところですが、このたびの通知は、飼養衛生管理基準のパンフレット 4 種類を作成したので、基準の内容についての了知とともに、本会会員への周知と協力を求められたものです。

なお、当該パンフレットについては、既に管轄都道府県より家畜の所有者に配布しているため、家畜の所有者である会員には配布する必要はないとのことです。

飼養衛生管理基準等の家伝法改正関係の情報は、農林水産省のホームページに掲載されているので、適宜活用いただきたいとのことです。

貴会関係者に周知方お願いします。

農林水産省の家伝法改正関係のウェブサイト URL :

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/index.html

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成23年12月15日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国内防疫調整官

飼養衛生管理基準に関するパンフレットの送付等について

平素から、家畜衛生行政の推進に当たり、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

本年4月の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の改正に伴い、家畜の所有者が日常の飼養衛生管理を行う上で遵守すべき基準である飼養衛生管理基準（以下「管理基準」という。）を見直し、本年10月1日から施行され、現場での取り組みが行われているところです。しかしながら、管理基準に基づく管理を実効性のあるものとするためには、家畜の所有者はもちろんのことですが、農場に出入りする畜産関係者の御協力も欠かせないものであると考えております。

今般、管理基準の周知徹底を図るため、パンフレットを作成し、上記の考えのもとに貴団体へも送付させていただいたところです。

つきましては、基準の内容について御了知いただくとともに、貴団体の各部局や傘下の会員にも当該パンフレットを配布するなど、その周知と御協力をお願いいたします。

なお、当該パンフレットについては、既に管轄都道府県より家畜の所有者に配布しております（別添の関連団体にも配布しておりますので、御参照下さい）。このため、家畜の所有者である会員に配布いただく必要はありませんので、申し添えます。



社団法人中央畜産会	社団法人全国酪農協会
社団法人日本獣医師会	社団法人全国和牛登録協会
社団法人日本動物用医薬品協会	社団法人日本あか牛登録協会
財団法人畜産環境整備機構	日本ジャージー登録協会
独立行政法人農畜産業振興機構	社団法人日本短角種登録協会
社団法人日本養鶏協会	社団法人日本ホルスタイン登録協会
社団法人畜産技術協会	全国肉牛事業協同組合
社団法人日本種鶏孵卵協会	全国畜産農業協同組合連合会
社団法人日本卵業協会	社団法人日本家畜人工授精師協会
社団法人日本食鳥協会	社団法人配合飼料供給安定機構
社団法人日本家畜輸出入協議会	社団法人日本科学飼料協会
日本鶏卵生産者協会	社団法人日本装蹄師会
全国農業協同組合中央会	社団法人酪農ヘルパー全国協会
日本養鶏農業協同組合連合会	社団法人日本畜産副産物協会
全国農業協同組合連合会	全国農業共済協会
日本成鶏処理流通協議会	社団法人全国肉用牛振興基金協会
日本オーストリッチ協議会	社団法人中央酪農会議
日本オーストリッチ事業協同組合	全国酪農業協同組合連合会
協同組合日本飼料工業会	社団法人家畜改良事業団
全国養鶏経営者会議	日本中央競馬会
一般社団法人日本養豚協会	地方競馬全国協会
一般社団法人日本養豚開業獣医師協会	社団法人日本馬事協会
日本養豚事業協同組合	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会
全国開拓農業協同組合連合会	社団法人日本軽種馬協会
社団法人全国動物薬品器材協会	社団法人競走馬育成協会
社団法人日本家畜商協会	社団法人日本競走馬協会
一般社団法人日本SPF豚協会	財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
社団法人日本酪農乳業協会	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所
一般社団法人日本乳業協会	独立行政法人家畜改良センター